

自然災害による倒壊等建物に係る職権滅失登記の実地調査に関する協定書

静岡地方法務局（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、自然災害による倒壊等建物に係る職権滅失登記の実地調査（以下「実地調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（実地調査への協力）

第1条 甲は、甲の管轄区域内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、実地調査について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して実地調査を実施する。

（実地調査の内容）

第2条 実地調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 自然災害による倒壊等建物に係る職権滅失登記実施要領等に基づき、甲の職員と連携して、甲の管轄区域内の建物を実地調査をすること。

(2) 甲が作成する建物調査書の記録内容について補助すること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費（交通費等を含む。）を負担しない。

2 甲は、実地調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（秘密の保持）

第4条 乙及び乙の会員は、実地調査により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。実地調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第5条 乙は、実地調査に従事した乙の会員が当該調査のために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1か月前までに、甲又は乙いずれか一方からこの協定終了又は改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたとき

は、法令（甲が認めた法令等を含む。）の定めるところによるほか、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年12月20日

（甲） 静岡地方法務局長

綿谷 修



（乙） 静岡県土地家屋調査士会会長

赤堀 一通

